

第15号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成17年ふじみ野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.56」を「100分の7.76」に改める。

第4条中「3万800円」を「3万9,600円」に改める。

第5条中「100分の2.18」を「100分の2.48」に改める。

第6条中「1万1,800円」を「1万4,300円」に改める。

第7条中「100分の2.14」を「100分の2.28」に改める。

第8条中「1万3,700円」を「1万5,500円」に改める。

第20条第1項第1号ア中「21,560円」を「27,720円」に改め、同号イ中「8,260円」を「10,010円」に改め、同号ウ中「9,590円」を「10,850円」に改め、同項第2号ア中「15,400円」を「19,800円」に改め、同号イ中「5,900円」を「7,150円」に改め、同号ウ中「6,850円」を「7,750円」に改め、同項第3号ア中「6,160円」を「7,920円」に改め、同号イ中「2,360円」を「2,860円」に改め、同号ウ中「2,740円」を「3,100円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,620円」を「5,940円」に改め、同号イ中「7,700円」を「9,900円」に改め、同号ウ中「12,320円」を「15,840円」に改め、同号エ中「15,400円」を「19,800円」に改め、同項第2号ア中「1,770円」を「2,145円」に改め、同号イ中「2,950円」を「3,575円」に改め、同号ウ中「4,720円」を「5,720円」に改め、同号エ中「5,900円」を「7,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国民健康保険税の税率等の改定をするため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。